

令和7年2月10日

明和町建設工事等の入札にかかる最低制限価格の運用について

みだしの件についてお知らせいたします。

令和7年度より、建設工事（土木一式工事、舗装工事、建築一式工事、管工事、電気工事、その他工事）や、製造の請負等の入札にかかる、最低制限価格の運用について見直しをいたします。

見直しの基準については「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」（以下、「公契連モデル」という。）を採用し、以下の方法による運用といたします。

記

1. 対象：令和7年4月以降に執行する入札における原則全ての建設工事（製造請負含）

2. 設定範囲：予定価格の9.2/10（92%）から7.5/10（75%）の範囲内で設定

3. 最低制限価格（消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額）の算定方法

予定価格の算出基礎となった額に、それぞれの係数を掛けたものの合計額とします。（下記（1）～（4）参照。合計額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てた額）

ただし、その合計額が、予定価格（消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額）の9.2/10を超える場合は、9.2/10（その額に1,000円未満の端数が生じた場合はその額を切り捨てた額）とし7.5/10に満たない場合は、7.5/10（その額に1,000円未満の端数が生じた場合はその額を切り上げた額）とします。

（1）直接工事費の額×0.97

（2）共通仮設費の額×0.9

（3）現場管理費の額×0.9

（4）一般管理費等の額×0.68

※（1）～（4）の項目ごとに係数を乗じた際、発生した円未満の端数は切り捨てる。

4. 備考：原則、全ての入札にかかる最低制限価格は非公表（従前どおり事後公表）とします。

明和町 総務課 管財係

参考資料

最低制限価格の考え方（例）

単位：円

項目	設計額	最低制限価格
(1) 直接工事費の額	5,400,000	$5,400,000 \times 0.97 = 5,238,000$
(2) 共通仮設費の額	442,000	$442,000 \times 0.9 = 397,800$
(3) 現場管理費の額	479,000	$479,000 \times 0.9 = 431,100$
(4) 一般管理費等の額	398,000	$398,000 \times 0.68 = 270,640$
	計 6,719,000	計 6,337,540

算出された最低制限価格は 6,337,540 円（1,000 円未満切り捨て）⇒6,337,000 円
 $6,337,000 \text{ 円} \div 6,719,000 \text{ 円} \approx 94.3\%$ （この場合は上限オーバーのため不採用となる。）

公契連モデルによる最低制限価格の上限は 92%なので
 $6,719,000 \text{ 円} \times 92\% = 6,181,480 \text{ 円}$

1,000 円未満切り捨てのため、最低制限価格は 6,181,000 円となる。